

# ◆秋田県国土強靱化地域計画の概要◆

## 第1章 秋田県国土強靱化の基本的考え方

◆災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害を想定しながら、起きてはならない「最悪の事態」をもたらすおそれがある「脆弱性」を減らすため事前に取り組むべき施策を考える

### 1 策定の趣旨及び位置づけ

- 平成25年12月「国土強靱化基本法」の公布・施行、平成26年6月「国土強靱化基本計画」が閣議決定
- 地方公共団体は、国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、法第13条の「国土強靱化地域計画」を策定できる
- 国土強靱化地域計画は、基本計画との調和を必要とし、本県の国土強靱化に係る各種計画等の指針となる

### 2 計画の策定手順

- 国の『地域計画策定ガイドライン』STEP1～5に基づき策定

STEP1  
目標の明確化

STEP2 起きてはならない  
最悪の事態等の設定

STEP3  
脆弱性評価

STEP4  
推進方針の検討

STEP5  
施策の重点化

#### ○基本目標

いかなる事態が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- ④ 迅速に復旧復興がなされる  
とともに、本計画の推進を通じて
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

#### ○基本的な方針

- (1) 国土強靱化の取組姿勢  
狭い意味での「防災」の範囲を超えてあらゆる側面から現状を分析、長期的な視野など
- (2) 適切な施策の組み合わせ  
ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助の適切な組み合わせなど
- (3) 効率的な施策の推進  
施策の重点化、施設の効率的な維持管理など
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進  
地域の活性化やコミュニティの機能強化、要配慮者への配慮など

## 第2章 脆弱性評価

1 想定するリスク・・・「大規模自然災害全般」（国の基本計画と同様）

2 脆弱性評価・・・7つの「事前に備えるべき目標」のもと、27の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための本県施策の進捗状況・課題等を評価・分析

## 第3章 推進方針

1 推進方針の策定 ○脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、施策の推進方針を検討・整理  
○併せて8つの施策分野に施策を分類して取りまとめ

## 第4章 計画の推進・進捗管理

### 1 施策の重点化

最悪の事態ごとに施策を重点化

### 2 計画期間

平成32年度まで

### 3 進捗管理

- 指標・内容の両面から毎年度、進捗管理
- 必要に応じて見直し

大規模自然災害が原因となる27の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による死傷者の発生
	1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
	2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態
	4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5-2 石油コンビナート、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6. 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
	7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

想定するリスク 「大規模自然災害全般」

脆弱性評価（最悪の事態を回避するための施策の分析・評価）

「最悪の事態」ごとに重点施策を選定

脆弱性評価（最悪の事態を回避するための施策の分析・評価）	重点施策
1. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	(1-1) ○住宅の耐震化 ○公共特定建築物の耐震化
	(1-2) ○海岸保全施設の整備・老朽化対策 ○河川堤防等の耐震化 ○津波ハザードマップの作成 ○津波避難計画の策定
	(1-3) ○河川改修等の治水対策 ○河川・ダム関連施設の老朽化対策 ○洪水浸水想定区域の指定 ○洪水ハザードマップの作成 ○津波避難勧告等の判断基準等の策定（水害・高潮）
	(1-4) ○火山ハザードマップの作成 ○噴火時等の避難計画の策定 ○土砂災害対策施設の整備・老朽化対策 ○土砂災害警戒区域等の指定 ○土砂災害ハザードマップの作成 ○避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）
	(1-5) ○道路除雪等による冬期の交通確保 ○雪下ろし事故防止対策 ○克雪化住宅の普及促進
	(1-6) ○県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 ○県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保
	(1-7) ○市町村による複数の情報伝達手段の整備等 ○自主防災活動の充実・強化 ○自主防災アドバイザーの派遣等 ○学校における防災教育の充実
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	(2-1) ○共同備蓄物資の整備 ○民間事業者との物資調達協定の締結 ○物資集積拠点の指定 ○物資の輸送等マニュアルの策定・運用
	(2-2) ○孤立するおそれのある地区の現状把握 ○通信手段の確保 ○孤立予防対策（治水対策、土砂災害対策施設の整備、道路施設の防災・老朽化対策） ○自家発電機など電力の確保 ○緊急物資の備蓄
	(2-3) ○警察施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） ○消防施設の機能維持 ○消防団への加入促進
	(2-4) ○指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
	(2-5) ○災害医療コーディネーターの配置 ○災害派遣医療チームの配置
	(2-6) ○市町村の健康危機管理能力の向上
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	(3-1) ○市町村の業務継続体制の強化 ○県庁舎の耐震性の強化 ○県庁舎の非常用電源等の確保
4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	(4-1) ○高速道路・幹線道路等の整備、道路施設の防災・老朽化対策 ○港湾・空港・漁港・鉄道施設の防災・老朽化対策
	(4-2) ○災害時における石油類燃料の確保
	(4-3) ○水道施設の耐震化
	(4-4) ○下水道施設の耐震化・老朽化対策 ○農業集落排水施設の老朽化対策 ○合併浄化槽への転換促進
	(4-5) ○停電時の信号機滅灯対策
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	(5-1) ○企業における業務継続体制の強化
	(5-2) ○石油コンビナート防災計画の見直し ○コンビナート防災訓練の実施
6. 制御不能な二次災害を発生させない	(6-1) ○河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策 ○ため池ハザードマップの整備 ○農業用ため池の整備
	(6-2) ○農業水利施設の保全管理 ○森林整備 ○治山対策
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	(7-1) ○災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 ○災害廃棄物の処理体制の整備
	(7-2) ○災害対応に不可欠な建設業との連携 ○建設産業の担い手の確保・育成 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○災害ボランティアコーディネーターの養成
	(7-3) ○元気ムラ活動への支援 ○共助組織の立ち上げ支援 ○秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化

推進方針の策定